公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３２７号

埼玉県坂戸市大字多和目201番地５

債務者　関　　廣子

1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　榎本　　清

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２８号

岐阜県関市広見1997―５、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字多和目201番地５

債務者　関　　晋二

1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　榎本　　清

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４号

名古屋市港区当知１丁目904番地　フジビル301号

債務者　谷口　政弘

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊田　直樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後１時25分

5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７１号

名古屋市瑞穂区太田町３丁目12番地の７　ハイツＴＯＭ102号

債務者　焼肉ふるさと園こと山本菊こと　鄭　菊

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　仙敷企見雄

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後１時35分

5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８号

岐阜県可児市下切2742番地１　ＴｗｉｎＰｒｉｍｅ姫川102、前住所岐阜県可児市中恵土2359番地460

債務者　佐橋　保則

1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　水野　将也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１１０号

鹿児島県鹿児島市吉野町4101番地１　シェルクレールⅡ202号

債務者　廣瀬　良佑

1　決定年月日時　平成26年８月12日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　平野　一哉

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０７６号

名古屋市千種区丸山町３丁目28番地の１　メゾン丸山202号

債務者　岩佐　路彦

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　早瀬　晋平

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８号

秋田県大仙市太田町駒場字寺田70番地

債務者　長澤　清栄

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　河村　憲史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前11時

5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第５０号

岐阜県可児市禅台寺６丁目71番地２

債務者　深谷幸一郎

1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石垣　智康

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午後３時

5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２０４号

大分市小中島１丁目２番21―１号

債務者　河野　光夫

1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６１号

名古屋市中川区野田３丁目224番地　リバーサイドゆう201号、住民票上の住所愛知県津島市城之越町32番地１

債務者　横江　浩一

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山田　裕也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後２時

5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５３号

鹿児島県鹿児島市春山町1108番地５

債務者　内園　　久

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　杦　　晃弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午後２時

5　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０４号

埼玉県春日部市緑町６丁目14番33号　グリーンハイツ300

債務者　鈴木　千恵

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時

5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３４８号

北海道江別市牧場町15番地の９

債務者　小笠原陽二

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安田英里佳

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号

石川県小松市下粟津町ろ23番地　メゾンデュオＢ121

債務者　石田　寛充

1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川本　藏石

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
金沢地方裁判所小松支部